

議会諮問会議から答申



答申書の手交

令和元年度の議会基本条例諮問会議は、調査審議を求める1項目と確認を求める2項目について諮問され、3回（5月13日、9月30日、11月25日）の諮問会議を経て、12月2日に答申書が村山会長より溝部議長に手渡されました。

○諮問された3項目の答申内容は次のとおりです。

1. 調査審議を求める事項

(1) 議会評価（平成30年度分）の検討

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、「これまでの諮問会議からの答申を反映した評価内容等になっており、概ね適正に行われていると考える。今後も適正な評価となるよう期待する。」との答申を受けました。

2. 確認を求める事項

(1) 議会基本条例全体の見直しに基づく条例の制定・改正について

昨年度、当諮問会議で検討・答申した議会の基本条例・会議条例・運営基準の改正ほか条例・規則・要綱等計23件の制定・改正概要について確認した。福島町議会の運営の基本となるものであり、今後も定期的な検証・確認を行い、必要に応じ適宜、時点修正を検討されたい。

(2) 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について

平成30年度の取り組みは、適正と認めるが、次の点について検討を希望する。

① 整理No.14「議会だよりの充実・改善」

議会だよりは専門的な言葉が多く難しいので、分かりやすい表現になるよう工夫してほしい。

② 令和元年度策定行動計画

これまでの諮問会議答申に基づいた適正な計画だと思うが、実行に当たっては、次の点に留意されたい。

○政務活動費については、せっかく制度化したものであり、さらなる活用により議員資質の向上を期待する。

(3) 常任委員会所管事務調査の内容確認について

（調査事件：新たな養殖技術による「蝦夷アワビ」ブランド化事業について）

会議の中で出された「事業の費用対効果・売上計画額・事業の継続性等」の意見に対し、議会のチェックをさらに強化するよう期待する。